

事 務 連 絡

平成29年2月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
各国公立高等専門学校事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の健康診断の「四肢の検査のポイント」について

本年度からの「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第21号）」の施行に伴い、各学校においては、「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて」（平成27年9月11日付け事務連絡）及び、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）を参考に、児童生徒等の健康診断（以下、「健康診断」という。）が実施されたところです。

文部科学省では、別紙のとおり、「四肢の検査のポイント」を作成しましたので、これを参考として、健康診断の適正な実施等を図られるようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線2918）

FAX：03-6734-3794